

測量・建設コンサルタント等業務委託低入札調査試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託について、地方自治法施行令167条の10第1項の規定に基づき、契約を締結しようとするときに、低入札調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の調査（以下「低入札調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務委託等)

第2条 低入札調査は、設計金額（税込み）が50万円以上の測量・建設コンサルタント等業務委託を対象とする。ただし、随意契約によるものは除く。

(低入札調査基準価格)

第3条 低入札調査基準価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(公表の範囲)

第4条 公表する範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格及び低入札調査基準価格は事前公表とする。
- (2) 入札の事前公表及び結果等の公表は、「富田林市公共工事等に係る入札等の公表実施要綱（平成12年富田林市要綱第62号）」に準じて行う。

(公表事項)

第5条 公表する事項（以下「公表事項」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務委託名
- (2) 業務対象案件所在地
- (3) 資料配布（現場説明会）の日
- (4) 入札予定日
- (5) 予定価格及び低入札調査基準価格
- (6) 入札金額
- (7) 入札者名
- (8) 落札業者名

(9) 落札金額

(説明責任)

第6条 当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能であることの説明責任は、低入札調査の対象者（事後審査の結果、入札参加資格を有すると認められた落札候補者。以下「調査対象者」という。）にあり、説明の機会は原則2回までとする。この場合において、合理的な説明がない場合は履行不能と判断して「失格」とする（市が履行不能の立証をすることは要しない）。

2 調査対象者の説明内容の合理性の判断は、別紙に定める審議会で行う。ただし、明らかに次の①～④の基準に該当する場合においては、説明を求めることなく、履行不能と判断し、「失格」とする。

- ① 入札執行が、適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でない時。
- ② 調査対象者が、調査に応じない時、又は調査において求めた資料を指定期日までに提出しない時。
- ③ 労務費が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき定める大阪府最低賃金を下回っている時。
- ④ 市の仕様を満たしていない時。

(調査)

第7条 低入札調査は、下記の各号に掲げる要領で調査を行う。

(1) 理由書等の提出

富田林市財務規則第2条第7号の規定による契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、事後審査終了後速やかに、提出期限（通知の日から3日以内（休日を除く））を定めて、通知書（様式1）を調査対象者に送付し、調査対象者は、通知書に基づき理由書（様式2）、積算内訳書（様式3）及びその他必要書類（以下「理由書等」という。）を提出する。

(2) 理由書等の分析・検討

契約担当者は、前号により調査対象者から提出された理由書等の内容を精査し、市の積算との比較等により疑問点・問題点を整理し、事情聴取項目を整理し、低入札調査を行う。ただし、理由書等を精査した結果、明らかに前条③及び④に該当する場合は、履行不能と判断し、「失格」とする。

(3) 第1回目の事情聴取

契約担当者は、理由書等を受理した翌日から起算して4日以内（休日を除く）に前号で整理した事情聴取項目を低入札価格調査表（様式4）に記載して調査対象者へ送付し、指定した期日に説明書（様式5）を提出させたい事情聴取を行う。

（4）第1回目の事情聴取内容の審査

契約担当者は、前号の事情聴取の結果を取りまとめ、審議会による審議の結果、第2回目の事情聴取を行う必要がないと判断した場合は、調査対象者に対し「合格」として、審査結果通知書（様式6）を送付する。

ただし、契約担当者は、審議会が第2回目の事情聴取が必要と判断した場合は、確認事項（様式7）を作成し、説明書の提出期限を記載して調査対象者へ送付する。

（5）第2回目の事情聴取

契約担当者は、確認事項を送付した翌日から起算して3日以内（休日を除く）に、調査対象者に対し確認事項の内容に対する説明書を提出させたい事情聴取を行う。この場合において、これらの聴取日は、原則書類提出日とするが、これが困難な場合は、書類提出後可能な限り速やかに実施するものとする。

（6）第2回目の事情聴取内容の審査

契約担当者は、第2回目の事情聴取後速やかに、事情聴取の状況及び確認事項に対する聴取結果を低入札価格調査表により取りまとめ、審議会による審議の結果、調査対象者から聴取した内容が確認事項の内容を合理的に説明されたと判断した場合は、調査対象者に対し「合格」として、審査結果通知書を送付する。ただし、確認事項の内容について、合理的な説明が得られず、契約内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会要綱（平成12年富田林市要綱第57号）に規定する富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会（以下「委員会」という。）に審査を求める。

（7）委員会の審査

契約担当者は、委員会で履行が可能との意見があった場合は、委員会にて第3回目の事情聴取の確認事項を決定し、調査対象者に送付する。確認事項を送付した翌日から起算して3日以内（休日を除く）に、調査対象者に対し確認事項の内容に対する説明書を提出させたい事情聴取を行う。以後同様の手続きを進める。

（8）前各号のほか記載なき事項は、市長が別に定める。

（誓約）

第8条 市長は、低入札調査の結果「合格」となった調査対象者を落札者とし、当該落札者に、関係法令の遵守及び契約内容を誠実に履行し、公共事業の執行に適う成果品の品質の確保に万全を期す旨の誓約書（様式8）による誓約をさせる。

（失格）

第9条 市長は、低入札調査の結果「失格」となった調査対象者に対し、審査結果通知書により、失格」となった理由を付した通知を行う。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別 表)

審議会の構成

会長	副会長	
総務部長	契約検査課長	契約検査課 職員 (発注担当課または依頼課) 総括監督員 主任監督員 一般監督員

※) 水道総務課発注の場合、「総務部長」を「上下水道部長」、「契約検査課長」を「水道総務課長」、「契約検査課」を「水道総務課」と読み替える。

※) 会長は、やむを得ない事情により会議を開催することができないと認める場合は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(様式1)

富 契 第 号
年 月 日

(調査対象者)

様

富 田 林 市 長

通 知 書

年 月 日付けで執行された入札の結果、調査対象者として決定しました。
つきましては、下記のとおり資料等の提出をお願いします。

なお、指定期日までに提出がない場合は、失格としますので申し添えます。

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 業 務 委 託 名 :
- 3 提 出 期 限 日 : 年 月 日 ()
 <提出先> 契約検査課 (持参)
- 4 提 出 書 類 :
 - ・ 理由書 (様式2)
 - ・ 積算内訳書 (様式3) ※金抜き設計書を参考に代価レベルまで作成のこと。
 - ・ 会社概要が分かる書類
 - ・ 決算報告書 (直近のもの)
 - ・ その他資料

以上

(様式4)

低 入 札 価 格 調 査 表

	確 認 事 項	聴 取 内 容
1		
2		
3		
4		

	確 認 事 項	聴 取 内 容

(様式6)

富 契 第 号
年 月 日

(調査対象者)

様

富 田 林 市 長

審査結果通知書

年 月 日の入札で落札の決定を保留していた下記業務委託について調査し、
審査した結果、下記のとおり通知します。

なお、以降の事情聴取は行わないことを申し添えます。

記

1 契 約 番 号 :

2 業 務 委 託 名 :

3 合 否 の 結 果 :

合 格	失 格
-----	-----

4 理 由 :

以 上

(様式8)

年 月 日

富田林市長 様

(調査対象者)

印

誓 約 書

年 月 日付け、審査結果通知のあった下記業務委託については、関係法令の遵守及び契約内容を誠実に履行し、公共事業の執行に適う成果品の品質の確保に万全を期すことを誓約致します。

なお、万一成果品の不備等の理由から、弊社に対して契約違約金の徴収その他行政処分等がなされた場合には、一切の異議申し立ては行わず真摯に従うことを申し添え致します。

記

業務委託名：

「測量・建設コンサルタント等業務委託の
低入札調査基準価格試行要領」第4条及び
第5条により公表する。

年 月 日

1. 業務名

2. 業務対象案件の所在地
富田林市

3. 資料配布（現場説明会）の日
年 月 日

4. 入札予定日
年 月 日

5. 予定価格（消費税を含む）
円

低入札調査基準価格（消費税を含む）
円

富田林市長
<公印省略>